

中小企業庁

■賃上げ・最低賃金対応支援特設サイトのご案内

中小企業庁では、中小企業・小規模事業者の皆さまが賃上げ・最低賃金対応をしながら、新製品開発、新設備の導入、販路開拓、従業員の処遇改善や人材確保の取組をすることを応援するため、国の支援制度をまとめた「賃上げ・最低賃金対応支援特設サイト」を開設しています。

「賃上げはしたいけれど、なかなか大変…」と悩んでいる経営者の方もいると思います。そんな中小企業・小規模事業者等の賃上げを応援する様々な制度や支援機関について紹介していますので、下記 QR コードからぜひご覧ください。

URL: <https://mirasapo-plus.go.jp/chinage/>



特設サイトでは、次の3点について確認することができます。

1. 賃上げに取組む事業者への支援や後押しの紹介
 - ・補助金の上限額を引き上げる「特例」、審査上有利となる「加点」の紹介
 - ・税額控除を受けられる「中小企業向け賃上げ促進税制」の紹介
 - ・利率を控除する「賃上げ貸付利率特例制度」の紹介
2. 賃上げに必要な金額の計算
 - ・人件費増加額シミュレーションで人件費増額の参考値を計算できます。
3. 「稼ぐ力」を高める支援策や具体例を紹介
 - ・価格転嫁、売上拡大、生産性向上、改善・承継の各項目について、支援策の活用方法や活用事例の他、活用できる補助金の一覧が確認できます。

厚生労働省

■業務改善助成金のご案内

業務改善助成金は、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）を50円以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資等を行った場合に、その設備投資等にかかった費用の一部を助成する制度です。

【対象事業者】

- ・中小企業・小規模事業者であること（みなし大企業を除く）
- ・解雇や賃金引下げなどの不交付事由がないこと



【申請期間】

令和8年9月1日～ 岐阜県の最低賃金の発効日の前日
または、11月30日のいずれか早い日

設備投資をお考えの方は、助成金の活用を検討してみてはいかがでしょうか？
詳しくは上記 QR コードから厚生労働省のサイトをご確認下さい。

注意喚起

■こんなメール、届いていませんか？

社長をかたる人物を差出人とするメールが業務用メールアドレスに届き、メールを確認した社員に LINE グループを作成するように指示する事案が発生しています。

これは、社長になりすました**ビジネスメール詐欺**の可能性があります。普段とは違うメールアドレスからのメールや、いつもと違う指示の場合は、電話といったメールや LINE 以外の方法で確認を行うなど慎重な対応が必要となります。

もし、社長をかたる人物からメールが届いた場合は、どのような対応とするか等も検討していただき、被害を未然に防ぐようご注意ください。

親睦イベント

■小坂町商工会親睦ゴルフコンペ 参加者募集中！

商工会では親睦を深めるためのゴルフコンペを開催いたします。ぜひご参加下さい。

日 時：令和8年10月3日（土） AM10時 スタート

場 所：鈴蘭高原カントリークラブ

（高山市朝日町西洞 1628-1 tel：0577-57-2111）

会 費：5,500円（男女同額、プレー料金は個人負担です）

競技方法：ペリア方式（Hcp36で打ち切り）

表 彰 式：ひのきや

（下呂市小坂町坂下 661-1 tel：0576-62-2375）

参加申込：申込は商工会までご連絡下さい

連 絡 先：小坂町商工会

（tel：0576-62-2176 fax：0576-62-3916）

※参加いただける方には、後日、組合せなど詳細な案内をご連絡いたします。



安心・安全

■国がつくった、経営者のための小規模企業共済

小規模企業の個人事業主、共同経営者、会社等の役員が将来事業をやめられる場合や退任される場合に備え、資金を準備しておくための共済制度で、経営者のための退職金共済制度といわれる制度です。

掛金月額 は 1000 円から設定でき、途中で掛金の増額・減額が可能なので無理なく積立することができます。

詳しくは右記 QR からホームページをご覧ください。



■ 第 20 回小規模事業者持続化補助金

今までできなかったことに、一歩踏み出してみませんか？

この補助金は、売上拡大や販路開拓などの取組みを支援する補助金です。

具体的には、

- ①生産販売拡大のためにオーブンや冷凍冷蔵庫などの設備導入費用
- ②新たなサービスを提供するための製造機械の導入費用
- ③自社商品やサービスを紹介する看板の作成と設置費用
- ④自社商品やサービスを新聞や雑誌などへ掲載する費用
- ⑤商品販売のためのウェブサイト作成や更新に係る費用
- ⑥販路開拓のための展示会出展に必要な出展料や関連する運搬費など
- ⑦新商品の試作用原材料費、新たなパッケージ作成のデザイン費用
- ⑧バリアフリー化、利用客向けのトイレ改装などの店舗改装に係る費用
- ⑨製造・生産強化のためのガス・水道・排気工事などに係る費用



他にも売上拡大や販路開拓に繋がることであれば対象となる可能性があります。

まずは、商工会へお気軽にご相談下さい。(tel : 0576-62-2176)

(申 請 期 間) 令和 8 年 12 月 15 日まで

(採 択 発 表) 令和 9 年 3 月頃予定

(補助対象経費) 機械装置等費、広報費、ウェブサイト関連費、展示会等出展費、旅費、新商品開発費、借料、委託外注費

(補 助 率) 2/3 以下

(補 助 上 限 額) 50 万円 ※特例を活用した場合は最大 250 万円

■ 【国金】小規模事業者経営改善資金融資制度

商工会には、「商工会の審査・推薦」によって、無担保、無保証人で日本政策金融公庫から融資を受けることができる国の融資制度があります。

(対象事業者) 同一商工会の地区内で事業を行っている小規模事業者

(貸付限度額) 2,000 万円以内 (設備資金・運転資金)

(固 定 金 利) 2.9% (令和 8 年 9 月 1 日現在)

(返 済 期 限) 10 年以内 (据置期間 2 年以内)

●下呂市の利子補給制度を利用することで、返済開始日から

12 ヶ月間の利子額が全額補助されます。